教職員用

日本大学
障がい学生支援の手引き

第3版

日本大学 学生支援センター

（2026年6月）

目次

はじめに（授業又は業務を担当する教職員が行うこと）……1

1　「障害者差別解消法」と本学の取り組み …… 2

2　大学における合理的配慮の考え方……3

3　様々なニーズと配慮例……4

4　日本大学の障がい学生支援体制…… 8

5　障がい学生支援（サポート）の流れ ……10

6　日本大学本部で開催している研修会……13

〔裏表紙〕　学生支援窓口　情報一覧・学生支援室

はじめに（授業又は業務を担当する教職員が行うこと）

学生から，合理的配慮の依頼文を受け取ったら？



- 学部の障がい学生支援委員会で支援が決定したら，学生が授業又は業務担当者のあなたに**「修学上の合理的配慮について（依頼）（様式5）」**（P12参照）を，渡して合理的配慮を求めます。
- ケースによって，合理的配慮の実施に関して，事前に学生支援室があなたに意見を求めたり，関係者カンファレンス（P11参照）への参加を依頼する場合があります。
- あなたが**「修学上の合理的配慮について（依頼）（様式5）」**を受け取ったら，授業又は業務において【様式5】に記載された合理的配慮を実施してください。実施に当たって，検討が必要な場合は，学生支援室コーディネーターにご相談ください。
- 合理的配慮の実施状況については，学生支援窓口が当該学生に定期的なモニタリングを行います。
- 支援終了後は，あなたにも合理的配慮の実施状況や実施に当たっての課題など，お気づきの点について，学生支援窓口がモニタリングを行いますのでご協力をお願いします。

※日本大学障がい学生支援ガイドライン（3 支援内容④―（4））より
「モニタリング 学生支援窓口で定期的に面談を行い，支援が順調に進んでいるかを確認します。」



あなたの講義やゼミで個別に配慮やサポートを行っている学生が居たら？



- 学生の希望に応えて，学生支援室や障がい学生支援委員会を通さず，教員が個人の裁量で支援しているケースについても，情報集約のために学生支援窓口にご連絡ください。

※各学部障がい学生支援委員会設置内規（（目的）第2条）より
「委員会は心身に障がいのある本学の学生，入学を希望する者（以下「障がい学生」という。）及び障がいの疑いのある学生の情報を集約し，障がい学生及び障がいの疑いのある学生の教学及び学生生活の支援について審議し，障がい学生の修学環境の整備を図ることを目的とする。」

1 「障害者差別解消法」と本学の取り組み

『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』（障害者差別解消法）は，平成25年6月に，障害の有無にかかわらず，すべての人が尊厳をもって共に生きる社会の実現を目指すことを目的として制定されました。

事業者（大学等）における障がいを理由とする差別を解消するための措置（日本学生支援機構HPより）

不当な差別的取扱いの禁止（義務）	障害のある学生（以下，障害学生）に対して，正当な理由なく，障害を理由として，財・サービスや各種機会の提供を拒否する，財・サービスや各種機会の提供に当たって場所・時間帯などを制限する，又は障害のない学生に対しては付さない条件を付けること
合理的配慮の提供（義務）	障害のある学生が，他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために，大学等が行う必要かつ適当な変更・調整で，大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり，かつ，大学等に対して，体制面，財政面において，均衡を失した又は過度の負担（過重な負担）を課さないもの
環境整備（努力義務）	不特定多数の障害学生のニーズを念頭に，予め，施設・設備のバリアフリー化や，学内規程，組織等を含むハード面・ソフト面での環境の整備を行なうこと

「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」 平成31年4月1日制定，令和7年4月30日改正

本学における障がい学生への修学支援に関する基本事項及び本学の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的として制定されました。

詳細はこちらの二次元コードよりご確認ください。

「日本大学障がい学生支援ガイドライン」 平成31年4月1日制定，令和7年4月30日改正

「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」に基づいた，本学教職員の障がい学生支援に関するガイドラインです。

詳細はこちらの二次元コードよりご確認ください。

「障がい学生に関する紛争の防止・解決等に関する体制」 令和7年7月1日より運用開始

本学では，障がい学生に関する紛争の防止・解決等を目的として，第三者組織（※）の設置等の体制を整えています。

※障がい学生差別事案解決委員会内規（令和7年4月30日制定）参照

詳細はこちらの二次元コードよりご確認ください。

法令では「障害」と表記されますが，本学では「障がい」と表記しています。

2 大学における合理的配慮の考え方

日本学生支援機構HP参照

●社会モデルとは？

障がい学生が受ける制限は，障がいのみに起因するものではなく，社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという，いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れています。社会的障壁を除去するための手段の一つが合理的配慮の提供です

●合理的配慮で変更・調整可能なものは？

変更できないもの
- 学生のニーズ（機能制限，できないこと，得意なこと）
- 授業で学生が習得すべきもの・評価基準*1

⇔

変更できるもの→社会的障壁になりうるもの
- 習得するための手段・評価方法
 〔資料読解，講義，レポート，プレゼンテーション，実験方法　等〕

*1 合理的配慮は他の学生と同等に修学する「機会の保障」であり，成績や単位取得等の「結果の保障」をするものではありません。

●合理的配慮を行っている学生の成績評価に当たっては，3つのポリシー等の明確化が必要！

・合理的配慮の内容を検討するためには，学生の支援ニーズを踏まえつつ，3つのポリシー等*2に照らして，これらを修得するための「手段」，評価の「方法」を調整します。
・成績評価基準や学習内容の「本質部分」を変更することはできません。

*2 3つのポリシー等：「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）」「シラバス（授業計画）」

●大学等における合理的配慮と建設的対話について

社会的障壁の除去が必要という障がい学生の意思表明を受け*3，学生と大学の双方が，本人の意向を尊重して，建設的に対話を行い，お互いに納得（合意形成）した上で，合理的配慮の内容を決定する。どちらかが一方的に決定することは避けなければならない。

*3 本人が意思表示できない場合にも社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には，法の趣旨に鑑み，大学側から当該学生に働きかけることが望ましい。

（文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）平成29年3月 参照）

●合理的配慮と教育的配慮の違いについて

教育的配慮
教職員の教育理念や善意に基づく柔軟な対応で，法的義務ではない。
障がいの有無に関係なく，学生の状況に応じて日常的に行われている支援。

合理的配慮
「障害者差別解消法」に基づき，法的義務が課せられている。
本人と大学が建設的に対話し，合意形成を経て，組織的に決定，実施される。
（※教育的配慮を否定するものではない）

（京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム Q&Aデータベース No66 参照）

3　様々なニーズと配慮例

修学上の困難を抱える学生のニーズは様々です。修学上の合理的配慮を提供するにあたっては，個々の学生の困難さや他の学生への影響，実施環境などを踏まえて関係者間で協議・情報共有を行うことが必要です。以下の支援例以外の支援方法を採用することも考えられます。

① 聞こえに関するニーズと配慮…聞こえ方・聞こえにくさは様々です。

- ☞ 聴覚に障がいがあり，音が聞き取り難い，または聞こえないことがあります。
- ☞ 音は聞こえていても，音の聞き分けが難しい，言葉として聞き取れない場合があります。
- ☞ 聴覚過敏などで，特定の音が苦手な場合があります。
- ☞ 発達障がいで聴覚情報（話し言葉）を理解するのが苦手な場合があります。

聞こえにくい場合は，聞き易い環境づくりに協力をお願いします。また，聞こえなくても分かる工夫をお願いします。



・口元が見えるように話す（※話者の口元が見えると理解しやすくなります）。
・口元が見え易い，聴き取り易い指定座席を設ける。
・ゆっくり話す（※話し方により聴き取りやすくなります）。
・私語を控えるよう促す（※雑音が減ると，教員の声に集中しやすくなります）。
・授業の流れやポイントをプリントにして配布する。
・情報が伝わっているか時々確認する。
・不明点を質問し易い環境を作る。
・聞こえに関する器具（補聴器，イヤホン，ヘッドホン，耳栓，イヤーマフなど）の使用を認める。
・音声を文字変換する機器（UDトークなど）を使用する。
・動画教材に字幕を付ける。予習復習のための貸出を行う。
・ノートテイク，PCテイクを検討する。　……など

② 見ることに関するニーズと配慮…視力や視野，光の調節などによって，見え方も様々です。

- ☞ 視覚に障がいがあり，見えない，見えにくいことがあります。
- ☞ 視野が欠けていて，見えない部分がある場合があります。
- ☞ 色の判別が難しいことがあります。
- ☞ 特定の光やパソコン・タブレットなどの画面を見るのが苦手なことがあります。
- ☞ 発達障がいで視覚情報（図や表）から内容を理解するのが苦手な場合があります。

見え易いように配慮をしたり，見えなくても分かるように工夫をお願いします。

・出入りし易い座席，授業情報を確認し易い座席を指定する。
・指示語を具体的に言い換える。あれ・それが何を指すのかを明確にする。
・指名，発言の際の配慮。誰が指名されているか，誰が発言しているかを分かるようにする。
・パワーポイントなどの投射資料をプリントアウトして配布する。
・資料の拡大コピーを配布する。
・資料が確実に手元に渡っているかを確認する。
・拡大鏡やルーペ等の支援機器の使用を認める。
・資料の点訳，教科書をテキストデータに変換（※音声読み上げ機器利用の為）する。
・授業情報の録音・記録の許可。
・動画教材は，予習復習のための貸出や解説を行う。　……など

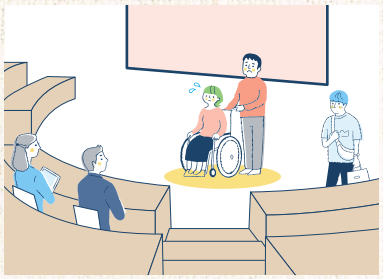


❸ 移動に関するニーズと配慮…移動の困難さや補助器具は人によって様々です。

- ☞ 障害物があるために，移動ルートの確認や，移動することが難しい場合があります。
- ☞ 段差を越えたり，長距離を移動することが難しい場合があります。
- ☞ 校外学習や実習での配慮が必要な場合があります。

安全に移動できるよう，配慮をお願いします。

・支援機器を利用していても移動がし易い座席の指定。
・移動に時間がかかることへの配慮。
・休憩場所を確保する。　……など



❹ 読み書きに関するニーズと配慮… 身体的な機能障がい以外に発達障がいの特徴として文字認識や書字，読字に困難がある場合もあります。

- ☞ 見えにくく，筆記が難しかったり，読み書きに時間がかかることがあります。
- ☞ 手が不自由で，枠内に収まるように書くのが難しかったり，筆記に時間がかかったりします。
- ☞ 発達障がいや学習障がいにより，見えてはいるが，文字として認識できないために，時間がかかったり，考えをまとめて記述するのが難しいことがあります。
- ☞ 発達障がいや学習障がいにより，メールで質問するのが苦手な場合があります。

読み書きに十分な時間を取ったり，表現方法の変更を認めるなどの工夫をお願いします。

・読み書きの時間を十分に確保する。
・授業中の板書やレポート作成にパソコンの利用を許可する。
・刺激を調整する補助器具（サングラスなど）の使用を許可する。
資料の色付き用紙への印刷，カラーチャートの使用など
・代筆や口述筆記を行う。
・授業の録音について許可する。　……など



5 ディスカッションやプレゼンテーションに関するニーズと配慮

- ☞ 聴覚に障がいがあり，ディスカッションについていけないことがあります。
- ☞ 視覚に障がいがあり，誰が発言者か分からない場合があります。
- ☞ 言語障がいなどで，発声・発話が難しい場合も考えられます。
- ☞ 精神障がい，発達障がいなどで，考えをまとめて提示することが苦手な場合があります。
- ☞ 精神障がい，発達障がいなどで，人前で発表することが難しい場合があります。

補助器具の使用や負担の少ない発表方法などの工夫をお願いします。

・事前に流れや要領を確認する。
・ホワイトボードに書き出すなど，発言のポイントを整理して視覚的に確認できるようにする。
・発言前に名乗る，挙手してから発言する，発言の順番を決めるなど，一定の構造化をする。
・発言内容を確認する，考えをまとめる等の時間を十分に確保する。
・グループ分け，担当の割り振りを工夫する。
・プレゼン方法を工夫する。口頭やポスター等発表形式の選択，発表順を配慮するなど。
・支援機器（UDトークなど）を使用する。　……など



6 実習・実験に関するニーズと配慮

- ☞ 聴覚に障がいがあり，口頭での指示や注意事項が十分に伝わっていない場合があります。
- ☞ 視覚に障がいがあり，手元の確認が難しく，実験の操作ができないことがあります。
- ☞ 手が不自由で，細かい作業や操作が難しい場合があります。
- ☞ 発達障がいなどで，手順が混乱してしまったり，予定外のことがあると動揺してしまう場合があります。また，用具の忘れ物が多いことがあります。
- ☞ 精神障がいなどで，コミュニケーションが苦手な場合は，グループでの実験に配慮が必要な場合があります。
- ☞ 発達障がいや精神障がいにより，困った際に質問や相談することが難しい場合があります。

補助器具の使用や作業工程の丁寧な確認，役割分担の配慮などの工夫をお願いします。

・実施に際して，作業手順やルールの確認を行う。
・支援機器（UDトークなど）を使用する。
・指示を明確にする。指示語ではなく具体的な用具の名称で説明する，板書や資料など視覚資料を併せて活用する，次回の持ち物を板書やプリント等で指示する。
・作業手順を事前に確認し，次の作業についてもその都度確認する。
・不明点を質問し易い環境，機会を作る。
・グループワークの場合は，班分け，役割分担を工夫する。　……など



⑦ 校外実習に関するニーズと配慮

- ☞ 聴覚に障がいがあり，実習中のコミュニケーションが難しいことがあります。
- ☞ 視覚に障がいがあり，実習先への移動や，資料の確認が難しい場合があります。
- ☞ 手足に不自由があったり，車いす利用で，移動や操作が難しい場合があります。
- ☞ 発達障がいなどにより，暗黙のルールを共有できていない場合があります。
- ☞ 発達障がいや精神障がいにより，困った際に質問したり，相談することが難しい場合があります。

行き先の設定や作業工程の丁寧な確認，役割分担の配慮などの工夫をお願いします。

※ 校外実習での配慮は，事前に実習担当者・学生を含む関係者間で協議し，配慮内容や対応の要領について共有しておくことが必要です。



⑧ ルールと管理に関するニーズと配慮

〇欠席・遅刻に関するニーズ……障がいの状況によって，授業に遅刻したり，欠席する場合があります。

- ☞ 難病や障がいにより，気候の影響で体調に変動があり授業に出席できない場合があります。
- ☞ 体調が不安定で，途中退席することがあります。
- ☞ 教室の大きさや人数によって，緊張感や不安感が高まり出席が難しい場合があります。

※ 授業によっては出席を重視するものもあります。出席に関する合理的配慮については，関係者カンファレンス等で，学生を含む関係者間での話し合いを行い，合意形成を図っておくことが重要です。

〇定期試験等の受験に関するニーズ…試験の形式や障がいの特性によっては別室受験等の配慮が有効です。

- ☞ 視覚に障がいがあったり，手に障がいがあるため，答案の確認や書くことに時間を要する場合があります。
- ☞ 障がいによっては，試験中にパニックや発声が生じることがあります。
- ☞ 支援機器を使用する際に，音が出ることがあります。
- ☞ 体調の変動により，せき込みや吐気，胃腸症状などが出る可能性があります。

・試験問題，答案用紙の拡大，支援機器（拡大鏡，イヤーマフ，音声読み上げソフトなど）の使用を許可する。

・試験時間の延長，別室受験を行う。　……など

〇その他の様々なニーズ…… 障がい以外にも修学上の合理的配慮が必要な様々なケースがあります。ケースに応じて，合理的な配慮を検討します。

（例．過敏性腸症候群
起立性調節障害
性別不合　など）



4　日本大学の障がい学生支援体制

① 本部の専門部署

【日本大学学生支援専門委員会】

日本大学学生支援センターの運営，障がい学生支援基本方針の策定，障がい学生支援情報の収集，研修会の実施，合理的配慮等の学部間格差の是正，等を行う。

※構成員：委員長（副学長（学生担当）），委員（各学部学生担当等，大学が委嘱した者。）

【日本大学学生支援センター】（以下，学生支援センター）

障がい学生を含む全ての学生の支援を行う。学部からの支援要請に応えられる体制を構築し，医学部との連携を取り，可能な支援体制の検討をする。

※構成員：委員長（学生担当），主任カウンセラー，主任コーディネーター，カウンセラー，コーディネーター，精神科医

② 学部の学生支援体制

【学部の障がい学生支援委員会】

学部の障がい学生の情報の集約，支援指針及び合理的配慮の検討を行い，学部長が支援を決定。学部内の各部署が連携し，障がいのあるすべての学生に対して支援を行う。なお，明らかに合理的配慮が必要であっても本人に自覚がない又は支援の申し出ができない場合，合理的配慮とは別に，本人への支援方法を考えることができる。

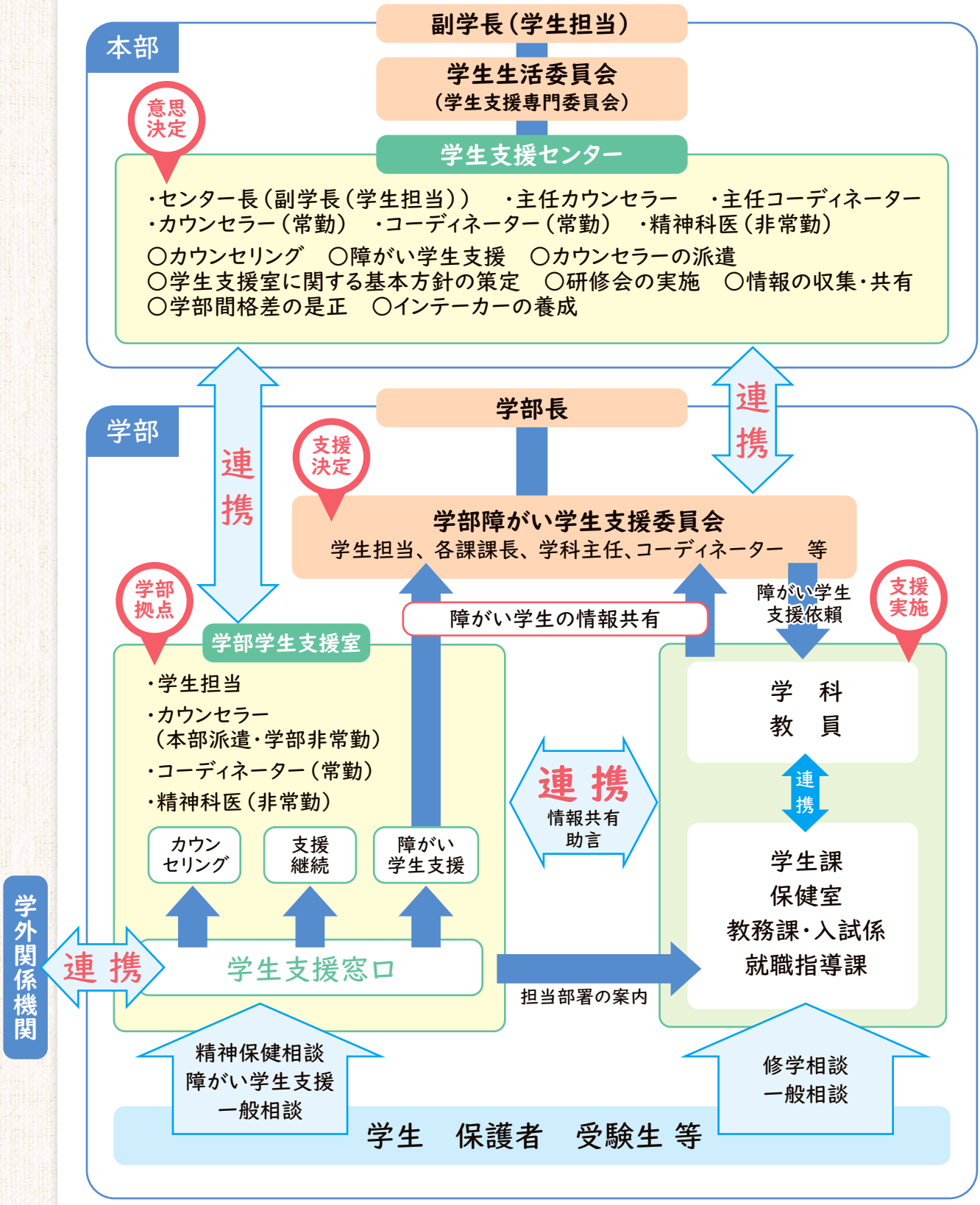
※構成員：委員長（学生担当），学務担当，事務長，学生課長，教務課長，カウンセラー，コーディネーター，その他

【学部の学生支援室】

学生支援に係る統一の相談窓口（学生支援窓口）を設置し，コーディネーターが全ての学生の相談を受け付ける。障がい学生支援に関しては，当該学生との建設的対話を通して合理的配慮（支援）内容の合意形成を図り，実施に係るサポート等を行う。有効な合理的配慮が実施できるよう学科，教員，学生課，保健室，教務課，就職指導課等，関係部署と有機的に連携する。必要とする学生には，カウンセラーがカウンセリングを行う。

※構成員：室長（学生担当），カウンセラー，コーディネーター，インテーカー，精神科医

全　学　支　援　体　制


本部
副学長（学生担当）
学生生活委員会
（学生支援専門委員会）
意思決定
学生支援センター
・センター長（副学長（学生担当））　・主任カウンセラー　・主任コーディネーター
・カウンセラー（常勤）　・コーディネーター（常勤）　・精神科医（非常勤）
○カウンセリング　○障がい学生支援　○カウンセラーの派遣
○学生支援室に関する基本方針の策定　○研修会の実施　○情報の収集・共有
○学部間格差の是正　○インテーカーの養成
連携
学部
学部長
支援決定
学部障がい学生支援委員会
学生担当、各課課長、学科主任、コーディネーター　等
連携
学部拠点
学部学生支援室
・学生担当
・カウンセラー
（本部派遣・学部非常勤）
・コーディネーター（常勤）
・精神科医（非常勤）
障がい学生の情報共有
障がい学生
支援依頼
支援実施
学　科
教　員
連携
連携
情報共有
助言
学生課
保健室
教務課・入試係
就職指導課
カウン
セリング
支援
継続
障がい
学生支援
学外関係機関
連携
学生支援窓口
担当部署の案内
精神保健相談
障がい学生支援
一般相談
修学相談
一般相談
学生　保護者　受験生 等

5　障がい学生支援（サポート）の流れ

日本大学における合理的配慮支援（サポート）の流れ

（改訂年月：2026.1）

①　相談

- 学生が学生支援室の学生支援窓口に相談。
- コーディネーターが合理的配慮支援（サポート）の流れを説明し，**【日本大学における修学上の合理的配慮申込書（様式1）】**を渡す。

②　面談

- 学生が**【日本大学における修学上の合理的配慮申込書（様式1）】**を作成する。
 必要に応じてコーディネーターが申込書作成のサポートをする。
- コーディネーターは，必要に応じて**【診断書・意見書（様式2）】**等の提出を求める。
- 配慮希望の内容が明確でない場合は，必要に応じてコーディネーターが面談を継続し，
 詳しい経過や状況の聴き取りを行う。必要に応じて，学生相談（カウンセリング）の並行利用を検討する。

③　合理的配慮の申込み

- 学生が**【日本大学における修学上の合理的配慮申込書（様式1）】**を学生支援室に提出する。
- コーディネーターは，関係部署との情報共有について学生から同意を得る。

④　「関係者カンファレンス」

- コーディネーターが「関係者カンファレンス」の調整をする（必要に応じてカウンセラーと相談する）。
 ①必要なメンバー〔学生，保護者，実際の支援に携わる関係者：教員，職員等〕に連絡し，日程調整をする。
 ②過去に同様の支援実績があるかを確認する。
 ③配慮内容が実現可能であるかについて，情報を収集する。
- 「関係者カンファレンス」を行い，学生の希望と配慮の適切さをすり合せて，「配慮案」を協議する。

⑤　合理的配慮願の作成・提出

- 「配慮案」を基に，コーディネーターが**【修学上の合理的配慮願（様式3）】**を作成する。
- **【修学上の合理的配慮願（様式3）】**の内容について，必要に応じてカウンセラーに意見を求める。
- コーディネーターは，学生と**【修学上の合理的配慮願（様式3）】**の内容を確認し，学生が署名して，
 学生支援窓口に提出する。
- 提出された**【修学上の合理的配慮願（様式3）】**を，学生支援室が「障がい学生支援委員会」に提出する。

⑥　「障がい学生支援委員会」※1　合理的配慮内容の決定

「障がい学生支援委員会」委員長（学生支援室長）が**【修学上の合理的配慮願（様式3）】**について「障がい学生支援委員会」で審議するか，報告するかを決定する。

《委員会で審議が必要なケース》

- 配慮内容を審議する。
- 本部学生支援センターも必要に応じサポートする。

《委員会で報告のみのケース
：過去に合理的配慮の実績がある等》

- 配慮内容を確認する。

⑦　合理的配慮内容の通知

- コーディネーターは，学生に配慮内容を**【修学上の合理的配慮について（通知）（様式4）】**で通知する。
- 支援担当の教職員には，コーディネーターから**【修学上の合理的配慮について（様式5の鏡文）】**で通知後，
 学生が**【修学上の合理的配慮について（依頼）（様式5）】**を提示して合理的配慮を依頼し，
 学生支援窓口に返却する（必要に応じコーディネーターが支援する）。

合理的配慮の開始

⑧　実施状況のモニタリング

- 修学上の合理的配慮の実施状況について，コーディネーターが学生と定期的に面接等を行いモニタリングをする。**【修学上の合理的配慮の実施状況について（報告）（様式6）】**
- モニタリングの結果，適切に配慮されていない場合は，「障がい学生支援委員会」に報告し，対応を決定する。
- 新たに追加したい合理的配慮が出てきた場合，**【様式3】**に追加記載し，委員会で審議するか報告する。※2
- 合理的配慮を実施した教職員及び関係部署に対してもモニタリングを行う。**【修学上の合理的配慮の終了について（通知）（様式7）】**

※1「障がい学生支援委員会」は，学内の障がい学生の支援状況に関する情報を集約する。
※2 関係者カンファレンスで支援可と判断された場合は，委員長の承認を得て支援を実施し，委員会開催時に追認できれば良い。

実際の手続きについては，学部事情により異なる場合がある。

① 相　談

学生が学生支援室の学生支援窓口に相談。合理的配慮支援（サポート）の流れを説明し，**【日本大学における修学上における合理的配慮申込書（様式1）】**(※)を渡す。

教職員の相談も受けています。教職員が学生の対応に困った場合は学生支援室（学生支援窓口）にご連絡ください。

様式1

（様式1）

記入日（申込者記入）　　年　月　日
受理日（本学記入）　　年　月　日

日本大学における修学上の合理的配慮申込書

下記のとおり，修学上の合理的配慮を希望いたしますので，ご検討いただきますよう，お願い申し上げます。

所属	学科 研究科　専攻 年（　年入学）	課程	学生番号
（ふりがな） 学生氏名		年　月　日生（　歳）	
電　話		メールアドレス	
住　所			
（ふりがな） 保証人氏名（＊1）		（本人との関係） 緊急連絡先電話番号	
配慮が必要な理由と希望する配慮の内容	配慮が必要な理由 今まで受けてきた配慮内容 希望する配慮内容（□ 授業 ・ □ 定期試験 ・ □ 学生生活 ・ □ 就職活動や進学 ・ □ その他 ） 上記でチェックした項目に沿って具体的に，希望する配慮・支援内容を記入してください。 ※足りない場合は別紙添付可		
添付書類	添付書類について　有 ・ 無 □ 診断書　□ 障害者手帳写し □ その他（　）	障害者手帳について　有 ・ 無 □ 身体障害者手帳　□ 療育手帳 □ 精神障害者保健福祉手帳	
配慮が必要な理由について相談できる機関等	医療機関・相談機関等　有 ・ 無	継続して服用している薬	有 ・ 無

※書ける範囲で構いませんので，申込者自身で記入してください。
＊1 保証人氏名は大学が必要とした場合に記入してください。

私は修学上における合理的配慮申込書に記載した情報及び相談の過程で支援者が知りえた私に係る情報について，学生支援室及び障がい学生支援委員会（＊2）に共有することに同意いたします。また必要に応じて情報の一部又は全部を次の部署にて共有することに同意いたします。

□所属学科　□一般教育　□保健室　□教務課　□学生課　□就職指導課　□その他（　）

＊2「障がい学生支援委員会」は学生生活に関係する教務課，学生課，就職指導課の課員及び学科教職員で構成されています。合理的配慮・支援について，学部として検討する委員会です。

※大学は，法律の定める例外（個人情報保護法 第23条第1～4項）以外は，本人の同意なしに個人情報を第三者に提供することはいたしません。

（改訂年月：2026.1）

② 面　談

学生が**【日本大学における修学上の合理的配慮申込書（様式1）】**(※)を書く。必要に応じてコーディネーターが申込書作成のサポートをする。

コーディネーターは，必要に応じて**【診断書・意見書（様式2）】**(＊)等の提出を求める。配慮希望の内容が明確でない場合は，必要に応じてコーディネーターが面談を継続し，詳しい経過や状況の聴き取りを行う。必要に応じて，学生相談（カウンセリング）の並行利用を検討する。

③ 合理的配慮の申込み

学生が**【日本大学における修学上における合理的配慮申込書（様式1）】**(※)を学生支援室に提出する。コーディネーターは，関係部署との情報共有について同意を得る。

④ 関係者カンファレンス

コーディネーターが，関係者（学生，保護者，実際に支援に関わる教職員等）に連絡し，配慮内容が実現可能であるか等の情報収集や日程調整をして，カンファレンスを行う。カンファレンスでは，学生の希望と配慮の適切さをすり合わせて，合理的配慮案を考える。

⑤ 合理的配慮願の作成・提出

配慮案を基に，コーディネーターが，**【修学上の合理的配慮願（様式3）】**(＊)を作成し，学生と内容を確認する（必要に応じてカウンセラーに意見を求める）。学生が署名したものを学生支援室が受理し，学部の障がい学生支援委員会に提出する。

※通信教育部は【様式1】の書式が異なります。詳細は通信教育部学生支援窓口にお問い合わせください。

⑥ 障がい学生支援委員会※　合理的配慮内容の決定

障がい学生支援委員会委員長（学生担当）が**【修学上の合理的配慮願（様式3）】**について，学部の「障がい学生支援委員会」で審議に諮るか報告のみにするかを決定する。
・審議が必要なケースは，合理的配慮内容を審議する。
・過去に合理的配慮の実績があるなど，報告のみのケースは合理的配慮内容を確認する。

※障がい学生支援委員会は，学内の障がい学生の支援状況に関する情報を集約します。

⑦ 合理的配慮内容の通知

コーディネーターは，学生に委員会で決定した合理的配慮の内容を**【修学上の合理的配慮について（通知）（様式4 ）】**(*)を用いて通知する。原則として，学生から担当教職員に**【修学上の合理的配慮について（依頼）（様式5）】**を渡し，合理的配慮を依頼する。担当教職員が内容を確認したら，学生自身が**【様式5】**を学生支援室に返却する（必要に応じてコーディネーターが支援する）。担当教職員は，学生支援室から共有されるBoxデータを確認したら，確認メールを学生支援室に返信する。

⑧ 実施状況のモニタリング

合理的配慮の実施状況については，コーディネーターが定期的に学生にモニタリングを実施し，支援終了後に**【修学上の合理的配慮の実施状況について（報告）（様式6）】**(*)に署名をもらう。合理的配慮を実施した教員及び関係部署に対しても，**【修学上の合理的配慮の終了について（通知）（様式7）】**(*)にて合理的配慮の実施状況や課題についてモニタリングを行う。



様式5

取扱注意・要返却　【Box共有・本人が提示】（様式5）

委員会開催日 もしくは
支援継続で委員会追認のみの場合はその年度の４月１日付 ⇒ 年 月 日

担当教職員 各位

〇〇学部学生支援室長 もしくは
障がい学生支援委員会委員長 ㊞

「〇〇学部障がい学生支援委員会委員長」の印鑑でも可 →

修学上の合理的配慮について（依頼）

以下の学生について，下記のとおり大学としての合理的配慮が決定いたしました。
□ 〇〇学部障がい学生支援委員会（ 年 月 日開催） ← 過去に決定した委員会の開催日
□ 〇〇学部障がい学生支援委員会委員長（ 年 月 日承認）

〔 〇〇学科〇年 氏名 さん 学生番号： 〕

内容をご確認の上，当該学生についてご理解いただき，修学上の合理的配慮を実施していただきますよう，よろしくお願い申し上げます。
また本件につきましては，本人の承諾なしに他の学生などに伝わることがないよう，個人情報の管理については，充分にご留意いただきますよう，お願い申し上げます。
本文は内容の確認が完了しましたら，必ず学生にご返却ください。

記

<合理的配慮を必要とする理由>【以下，記載例】
1 障がい又は診断名：両側性感音難聴
2 症状・障がい特性：
① 補聴器を使用しているが，雑音の多い環境や複数人での同時発話の際には聞き取りが困難。
② 口の動き（読唇）や文字情報に強く依存しており，音声情報だけでは内容の理解が不十分。
③ 長時間の集中による聞き取りでは疲労が強く，理解度が下がってしまう。
④ 突発的な指示や変更が口頭のみで伝えられると対応が難しい。
⑤ 複数人でのコミュニケーションでは，発言者が明確でないと内容を把握できない。

＜ 合理的配慮の内容 ＞【以下，記載例】
① 情報保障機器（補聴器，文字変換ソフト）の使用許可。【全授業】
② 講義録のテキストファイルを作成する。【全授業】
③ ノートテイカーの同席を許可する。【専門科目授業】
④ スケジュールや手順（行程表）などを，事前に文書で通知。【実習，実験，郊外授業】
⑤ 発言の際は，挙手や指差し等で発言者を示し，できるだけ１人ずつ発言する。【グループワーク，ディスカッションのある授業】
⑥ 対話の際は，できるだけ口元が見えるようにし，ゆっくり話す。【個人指導，窓口対応】

合理的配慮を実施するにあたり，不明点や困難な点などありましたら，学生支援窓口にご連絡ください。また合理的配慮の実施状況の確認や内容に変更があった場合等，学生支援窓口からご連絡する場合もありますので，ご了承ください。

＊なお，本文書は単位修得の保証をお願いするものではありません。

以 上

連 絡 先：学生支援窓口 電話 （内線 ）
※参考資料：「日本大学障がい学生支援の手引き（教職員用）」事務の友 3 に掲載。

（改訂年月：2026.1）

＊【様式2】～【様式4】，【様式6】，【様式7】の仕様については，学生支援窓口にお問い合わせください。

6　日本大学本部で開催している研修会

学生支援センターでは，教職員対象の研修会を毎年開催していますので，ぜひご参加ください。

「学生相談研修会」	傾聴や共感的理解など，カウンセリングマインドを，ロールプレイ等の実習を含めて学びます。
「学生支援教職員研修会」	メンタルヘルスや相談支援に関連する知識について学びます。
「障がい学生支援教職員研修会」	障がい学生支援に関する情報や具体的な支援の実践について学びます。
「多様な学生への理解に関する研修会又はセミナー」	大学に在籍する多様な学生の学びと学生生活を支えるための知識について学びます。

令和3年度日本大学障がい学生支援教職員基礎研修（SD研修）

障害者差別解消法や本学の障がい学生支援に係る制度と必要な知識について説明している動画です。

学生支援関連サイト（「事務の友」3rdツール内）

学生・生徒等へ様々な支援を行う全教職員の方々に，迅速な情報共有のために，このサイトを立ち上げました。

障がい学生支援（合理的配慮支援）（本学ホームページ内）

本学の障がい学生支援に係る情報を学生や入学希望者等に向けて発信しています。



学生支援窓口　情報一覧

学部	学生支援窓口	学生支援窓口 電話番号	学生支援窓口 受付時間	学生支援室 設置場所
法学部	学生課内	03-5275-8506	月－金　10:00～17:00 土（隔週）9:00～12:00	本館2階 （124講堂隣）
文理学部	学生支援窓口	03-6379-9107	月－金　10:00～17:00 土（隔週）9:30～13:00	本館1階
経済学部	学生支援窓口	03-3219-3806	月－金　8:55～18:00 土　8:55～12:55	本館1階
商学部	学生支援窓口	03-3749-6846	月－金　9:00～17:00	本館2階
芸術学部	学生支援室	03-5995-8299	月－金　10:00～17:00	西棟3階
国際関係学部	学生支援室	055-980-0850	月－金　9:00～16:30 土（隔週）9:00～12:00	図書館兼 本館1階
三軒茶屋キャンパス （危機管理学部・ スポーツ科学部）	学生支援室	080-7693-8188	月－金　10:00～16:30	1号館1階
理工学部（駿河台）	学生支援室	03-3259-0611	月－金　10:00～17:00	タワー・ スコラ1階
理工学部（船橋）	学生支援室	047-469-5296	月－金　10:00～17:00	14号館1階
生産工学部（津田沼） 生産工学部（実籾）	学生支援室	047-474-2229	月－金　10:00～17:00	津田沼キャンパス 1号館（事務棟）1階
工学部	学生支援室	024-956-8651	月－金　9:00～16:00	本館2階 （保健室隣）
医学部	学生課内	03-3972-8128 （学生課兼用）	月－金　9:00～17:00 土　9:00～13:00	本館1階
歯学部	学生課内	03-3219-8004 （学生課兼用）	月－金　9:00～18:00 土　9:00～12:00	3号館7階
松戸歯学部	学生課内	047-360-9214 （学生課兼用）	月－金　9:00～17:00 土　9:00～13:00	50周年記念棟1階
生物資源科学部	学生支援窓口	0466-84-3962	月－金　10:00～17:00	2号館2階
薬学部	学生支援窓口	047-465-7126	月－金　9:00～17:00 土（隔週）9:00～13:00	1号館2階
通信教育部	学生・学修 支援センター内	03-5275-8936	月－金　10:00～17:00 （変動の可能性あり）	1号館2階
本部	学生支援センター	03-5275-8238	月－土　10:00～17:00	日本大学会館 3階

※ 障がい学生支援に関するお問合せ，ご相談は本部学生支援センター（市ヶ谷）でもお受けします。